

忘却された来歴 —ケアの倫理の社会的可能性—

二 川 早 苗¹⁾

Forgetting history
—The ethics of care and the structural violence—

In this study; explaining the importance of the ethics of care, looking in particular at the history of women's relation to the improvement, with the problem and the social possibility. Try to analyze it from the Galtung's structural violence, feminism and liberalism. According to feminism, the intrinsic structural violence is covering up the domestic problems to take all the responsibilities. That has caused the increase in domestic violence numbers. Kitty strongly criticizes deception on liberalism as proof of forgetting about everyone that came into this world as a totally ineffective human being. We are born into closed societies family such as home and private areas. The ethics of care can make these consequences clear. I'd like to seek a solution to the issues of the non-violent society, poverty, famine, human-rights suppression and protecting the environment with the ethics of care.

はじめに

アメリカの教育学者ネル・ノディングス (Nel Noddings 1929-) のケアの倫理は、「ケアリングの関係性」の維持を重視し、「互酬性 reciprocity」の社会の構築を目指している。その淵源は母親と子どもの関係にあるとし、家庭で育まれる自然的ケアリングこそ倫理的的理想とする。

しかし、現実には、閉ざされた家族関係の中で、子どもへの虐待やDV、介護疲れからの夫婦・親子間の殺人といった家族員間の葛藤が起きている。なぜ、ケアしケアされる場が、暴力を生みだしてしまうのか。

ケア概念の歴史を辿ると、二つの矛盾する意味に行き当たる。何か負わされているというやっかいなものという意味と、もう一つは、他者の幸福への配慮、他者を気遣う意識という肯定的な意味である。その両義性がゆえに、ケアをめぐる議論

は、提唱者であるフェミニズム理論内部においても論争が繰り広げられてきた。とりわけ、母親と子どものケア関係については、ジェンダー問題も絡み歴史的経緯から自由になることは難しかった。

アドリエンヌ・リッチ (Adrienne Rich 1929-2012) は、母親の視点から子どもへのケアを論じることでその葛藤を描き出した¹⁾。リッチは『女から生まれる (Of Woman Born)』の中で、制度化された「母性」の抱える問題を取り上げ、ケアする者の重荷について言及している。賃金を対価とする強制的な労働であれば、不満を雇用主にぶつけたり、仕事を放棄することも可能であろう。しかし、子育ては強制労働ではない。ケアされる者への注意深い配慮とケアする者としての負担感は、社会的に支援されることなく、矛盾を内包したまま一人の母親の中で押し殺すしかなかった。

子育てを一人で抱え込まなければならなかった39年前の光景は、現代の家族で起きている問題とは違うと言い切れるだろうか。そこには、個人の問題だけに還元できない社会的構造が深くかか

1) 筑波大学大学院博士課程 哲学・思想専攻

わっていると考えられる。さまざまな脆弱性を抱えて、依存せざるをえない人々を承認の外部へと排除し、不可視化してきた社会が、公私二元論に内在する暴力性と重なることで、家庭内の暴力が生じてきた側面があるといえるのではないだろうか。公私二元論に関してはこれまで幾度となく問われてきたが、ケアしケアされる関係性を言及するにあたり、差し当たり、避けては通れない問題である。

以上のような問題意識から本論文では、ケアと暴力の関係をガルトゥングの構造的暴力の理論を援用し分析した後に、フェミニズム倫理としてのケアの倫理の社会構想について考察する。

1 ガルトゥングの構造的暴力

1-1 暴力の定義

ノディングズの理想とする社会はケアに満たされた社会であるが、我々の日常生活は、その理想とは異なり、様々な暴力に晒されている。ケアの基盤とされる親子関係におけるネグレクトや虐待のみならず、ドメスティック・バイオレンス、学校や職場でのいじめやハラスマント、国家間の紛争、テロリズム、ジェノサイド等様々だ。暴力の影響は、我々の心身に見える形で現れ、傷つけ、痛めつけ、生きる気力を奪い去る。

ノルウェーの政治学者で平和研究者、ヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung 1930-) のいうところの暴力は、肉体や健康が行為主体によって現実的かつ意図的に剥奪されたときのような狭義の暴力だけではなく、本来であれば肉体的にも精神的にも実現したであろう潜在的実現可能性が無効化されたときにも暴力の存在を認める。仮に、狭義の暴力のみを暴力とするなら、それは静かに潜伏し、弱者をさらに弱者にするだろう。そうなれば脆弱なものへ深いまなざしを向けるケアの倫理による社会の構築は、ますます難しくなる。あるいは、また、狭義の暴力概念だけを暴力とするならば、受け容れることが極めて困難な社会秩序さえも、平和と両立しうることになる。あらゆる種

類の暴力を網羅する必要があると考えたガルトゥングは、暴力の定義を「可能性と現実とのあいだの、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果とのあいだのギャップを生じさせた原因」²⁾とした。つまり、実現するはずのものと実現したものとの差異の原因には暴力が存在すると規定することで、人々の目に見えにくい暴力をも顕在化させようとした。

このことについて、ガルトゥングは結核を例にあげて説明している。18世紀に人が結核で死亡したとしても当時の医療では救うことは困難であり、これをもって暴力と見做すことはできない。しかし、今日のように救済手段が整っているにもかかわらず死んだならば、そこには暴力が存在するという。

このように、暴力は医療の発達や時代によって、存在、不存在だけではなく、その程度も異なる。経済格差やジェンダー格差といったさまざまな格差が存在する現在、格差の拡大は、暴力の存在が大きな要因になっていると考えられる。加えて、第三世界諸国では今なお結核による患者は多数存在し、命を落としていることから、ガルトゥングの定義からすれば暴力は18世紀より拡大していると言わざるを得ない。このような考え方には、人間の実質的自由を「できること」と「なれること」の幅に求めたアマルティア・セン (Amartya Sen 1933-) とマーサ・ヌスバウム (Martha Craven Nussbaum 1947-) のケイパビリティ・アプローチ (Capability Approach) にも通じる考え方である。とはいえたが、前述の点では共通であるが、センはケイパビリティ・アプローチを福祉における個人間比較の目的で用いたのにたいして、ヌスバウムは、政治的にあらゆる人に保障されるべき事物の内容を示す目的で用いているという点において異なる。ケイパビリティ・アプローチについて詳細に論述することは、本稿では控えたいが、いずれにしても、個人が選択できる生き方の幅を念頭におくセンとヌスバウム、そして格差の原因を暴力に求めたうえで、「権力と資

源の平等主義的配分」³⁾といった社会正義を念頭におくガルトゥングのどちらの考え方にも、社会格差の是正を目的とした共通の視座を見ることができる。

1-2 主体なき暴力

格差の原因を暴力に求めるガルトゥングは、その区別にとって最も重要なことは「主体」に関するものだとする。行為主体が存在する場合を直接的暴力（個人的暴力）、行為主体が存在しない場合を構造的暴力（間接的暴力）として明確に区別し、そのどちらも暴力と見做していた⁴⁾。ガルトゥングがここで問題にしたのは、後者の方である。

なぜ、ガルトゥングは、後者を問題としたのだろうか。直接的暴力は、誰が、誰に、何をしたのかはっきりしており、その行為主体に責任を問うことでも処罰することも可能である。そうであるならば、暴力から身を守り、避けることも十分可能であろう。しかし、後者の構造的暴力は、社会構造そのものであるため行為主体を見ることができないどころか、カメラに収めることもできない。客観的にみれば避けることが可能であるにもかかわらず、逃れることもできず、ただただ暴力を受けざるを得ない状態である。場合によっては、そのことに気づくことすらないかもしれない。したがって主体が存在しない暴力は、搾取や帝国主義といった社会構造と結びつきやすく、支配・従属関係のような不平等な力関係としてあらわれることなる。

では、構造的暴力は、直接的暴力と無関係に起こりうるのだろうか。法律によって暴力を規制する場合を考えてみよう。ある直接的暴力を除去するために行為者に法律（治安維持法）を課したならば、その結果として社会から直接的暴力はなくなるだろう。しかし、直接的暴力がなくなった後も、治安維持法という名の法律は残ることになる。このことは、法律という名の構造的暴力が生成したと言い換えることができる。さらに、治安維持

法という名の法律の正当化のために、直接的暴力を除去するには法律による規制が必要であるという言説が利用されたとすれば、二重の意味で構造的暴力がつくられたことになる。つまり、潜在的暴力だけを重視すれば重大な社会的不正義が直接的暴力という手段で維持されることになりかねないのである。

これらのことから示唆するのは、直接的暴力と構造的暴力は、密接不可分な関係であり、どちらが優位性をもつとはいえないし、そのようなことは無意味であるということだ。なぜなら両方の目標の実現を目指すことがガルトゥングにとっての平和への道だからである。

2 フェミニズムとリベラリズム

2-1 構造化された暴力

ガルトゥングは平和を戦争や紛争がない状態だけをいうのではなく、暴力の不在と措定した。あらゆる種類の暴力の不在を平和とするならば、「ない」という否定的なものが平和ということになる。これを積極的か消極的かと問えば消極的平和といえるだろう。

ならば、積極的平和とはどのようなものだろうか。ここでは、生きる意味としての積極的平和について考えてみたい。我々にとって平穏な状態とは、基本的ニーズを維持し、傷つけられることのない状態であろう。人間の基本的ニーズとは、客観的にみて必要不可欠なもの、すなはち食料、住まい、衣服、危険から身を守るものなどがあげられる。しかし、このような生物学的ニーズだけでは、我々は満たされたとは感じない。

では、どのようなニーズの充足が我々の幸せに寄与するのだろうか。それは、社会的存在でありながらも社会の中に埋没しない、一個人として尊重されるような状態であろう。そのような自尊感情を充足するには、私の領域でニーズが満たされるだけではなく、公的領域でのニーズの充足も必要となる。なぜなら、今日の我々の社会において医療保険や経済的保障がなければ、自尊感情を維

持することは困難だからだ。

ノディングズは、ホームレスや刑務所における人々の状況は、我々が見落としがちな多くのニーズについて気づかせてくれるという。たとえば、我々にとってあたりまえに住所があることや家庭に所属しアイデンティティが育まれることや、太陽の光や自然界とのつながりといった人間にとつての基本的ニーズが、ホームレスや刑務所で過ごす人々には満たされていないという。これらの状況には、構造的暴力がかかわっていることが考えられる。暴力を加える主体が見えなくとも、明らかに社会構造の中に組み込まれているならば、それを是正する必要がある。政治的抑圧、経済的搾取、差別、植民地支配といった構造的暴力こそがケアしケアされる社会の実現を阻害している側面があるのは否定できない。

では、その構造的暴力を超えて、ケアに満ちた社会を実現するためにはどうすればよいのだろう。それに答えるためには、ケアの倫理の来歴から語る必要がある。

2-2 フェミニズム倫理学とリベラリズム

ケアの倫理は、1980年代にローレンス・コールバーグ (Lawrence Kohlberg 1927-1987) の提唱する道徳性発達理論についてキャロル・ギリガン (Carol Gilligan 1937-) が、それとは別の責任や人間関係を重んじる「もうひとつの声 (In a Different Voice)」すなわち、ケアの倫理を見出したことに端を発する。その後、様々な分野に広がりを見せ、フェミニズム倫理学にも影響を与えた。

一言でフェミニズム倫理学といっても、複数のフェミニズム論 (ラディカル・フェミニズム、レズビアン・フェミニズム、ポストコロニアル・フェミニズム、ポストモダン・フェミニズム、フランス・フェミニズム、エコロジカル・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、ポストマルクス主義フェミニズム) 等が対立している。したがってフェミニズム倫理学は、一つの体系的理論

というより、リベラリズムの普遍主義的、個人主義的傾向にたいする批判の集合体といえる。とはいっても、リベラリズムが他者の支配や抑圧に対抗する根柢を与えてくれたのも事実である。リベラリズムの権利概念は、人間本来の基本的ニーズを置き忘れており、ケアリング関係に相応しい社会構想を提起しないと批判するノディングズも、リベラリズムの説く自立の必要性は認めている。つまり、悪しきパートナリズムに陥らず、自分のことは自分で決め、何ものにも強制されない自由を獲得してきたのはリベラリズムの功績だと考えているのである。

このように歴史的にみれば、リベラリズムは、他者の恣意を排除するための普遍的な力を有した「権利」を創出してきた。しかし、フェミニズムにとって看過できない問題は、リベラリズムが、特定の存在や特定の活動領域を排除し、正義の射程外であるとしてきた点である。そこには複数のフェミニズム論に共通した公私二元論への批判がある。

2-3 構造的暴力と公私二元論

フェミニズムにとって、公／私の区分は、常に根本的テーマとして扱われてきた。このことについてキャロル・ペイトマン (Carole Pateman 1940-) は、公私二元論は、ほぼ二世紀の間、政治的闘争の中心に位置づけられてきたと述べており、その重要性を示唆している⁵⁾。

フェミニズムはこのような二分法をなぜ問題視するのだろうか。近代において公私二元論は、家族を自然な私的結合体と見做し、家族内では、夫は経済的支援という義務を負う代わりに、妻や子どもにたいしては権威があった。一見すると、自由で平等な個人を標榜するリベラルな社会内部で、家父長制的実在が続いているのである。つまり、リベラリズムの前提する普遍的・平等的個人は、原理的には誰にでも開かれていくとしながら、網の目から抜け落ちる他者がいることになる。そこには構造的暴力が隠蔽されている。公私二元論は、

公私の区別の前提に構造的暴力としての家父長制⁶⁾の理論をすべり込ませており、そこでは、家族や性別役割分業の問題が等閑視されてきたのである。このような家族内での男性による女性支配を自然な性差に基づくものとする考え方、ジョン・ロック (John Locke 1632-1704) の市民契約論にもみられるものだとペイトマンはいう⁷⁾。

この点、ジャン=ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau 1712-1778) においても同様である。政治思想では人間の間の不平等の社会的起源について批判する⁸⁾一方で、『エミール (Émile ou De l'éducation)』においては、女性が男性を支え、世話をすることが自然に適った義務であり、女性の教育は男性との関係において考えられなければならないと論じている⁹⁾。このことは、ルソーの説く平等概念はあくまで公的領域内でのことであり、私的領域の家族については適用されず、女性は男性より劣っており、男性の補助的役割をするのが自然であると見做しているものと考えられる。

こうした国家を公的領域=男性、家族を私的領域=女性とする公私二元論は、男性による女性支配という構造的暴力を再生産してきた¹⁰⁾。ペイトマンは、この分離は公／私だけでなく他のさまざまな領域においても見受けられるという。たとえば「社会」と「国家」、「経済」と「政治」、「自由」と「強制」、「社会的」と「政治的」などについても、それぞれが男性世界の内部での区分であり、家族は公的領域の外部へと追いやられる傾向にあったとする¹¹⁾。ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka 1962-) は、家族が私的領域に属することについて、公的領域から単に排除されたよりも、むしろ家族は公的領域に属するものとは、そもそも考えられてこなかったのだとする¹²⁾。いずれにせよ、リベラリズムのいう自由 (freedom) の領域に家族が属するものとは見做されてなかつたのである。

このような公私二元論に内在する構造的暴力は、第二波フェミニズムが「個人的なことは政治的で

ある」のスローガンのもと異議申し立てをおこなってきたにもかかわらず、第三世界のフェミニズムの多様な潮流の中でも、存続していることが指摘されている。繰り返し導入され批判されてきた性差別と家父長制を前提とする伝統的リベラリズムの欺瞞は如何にして正されるべきなのだろうか。

3 ケアの倫理の社会的可能性

3-1 忘却された来歴

フェミニズム倫理学は、第二波フェミニズムにおいては前述のように「個人的なことは政治的である」のスローガンのもと公私二元論への異議申し立てをおこなってきたのは周知の事実である¹³⁾。このような二項対立によって隠蔽されているのは、公／私の依存関係であるとフェミニスト論者は考えている。

なぜ、私的領域の家族は隠されねばならなかつたのか。アリストテレス (Aristoteles 前384-前322) の公私二元論を再生させようと試みたハンナ・アーレント (Hannah Arendt 1906-1975) は、アリストテレスの公私二元論を公的領域=自由の領域、私的領域=必然の領域として、家族は生命的の必然性が支配する領域と解釈した¹⁴⁾。自由の領域であるポリスはそれらを克服した者、すなわち自分自身の身体的な必然性を克服した家長が集う領域であった。古代ギリシアでは、ポリスにおける自由の手段として奴隸制度が当然視されており、私的領域では、家長が妻子と奴隸たちを力と暴力によって支配していたのである。つまり、隠されていたのは肉体によって生命に奉仕する労働者であり、肉体によって種の生存を保証する女性であった¹⁵⁾。このように生命の必然性とそれを満たすための必然は、自由人の支配のもとに置かれ、公的領域から排除されていた。ペイトマンによれば、近代になつてもその構造は変化していないという¹⁶⁾。それどころか、近代に入り一層強化され、現在においてもなお、自由な領域から排除された者たちによって公的領域は支えられ維持されてい

るというのである。そのような構造に異議申し立てをしたのがフェミニストであった。フェミニズム倫理学は、既に述べたように多岐にわたることから、それらの位相について、ここでは言及しないが、どの立場からしても脆弱な存在の生を育む場としての家族と長らく女性に従属を強いてきた場としての家族という両義性を内包するのが家庭であるとの考えでは一致している。

これらのことが明らかにしているのは、人は、たとえ自由人といえども、家庭の中でケアされる存在として生まれてくるのであり、それとともにリベラルな主体としての合理的個人でもあるということである。つまり、公的領域に属する「私」と私的領域にも属する「私」は、どちらも同じ一人の個人なのである。そうした「私」が自立的な個人になるためには、誰かに依存し、依存を引き受けてくれる者が必要である。そうでなければ、社会の存続はあり得ない。誰かが、依存者を引き受け、ケアする責任を果たさなければならない。その責任を果たしてきたのが、我々にとってなじみ深い家庭である。選択したわけではないからといって他者に身を委ねることを否定してしまうなら、さまざまな従属も否定しなければならない。他者によって刻印された「私」は、他者と関与せざるを得ない「私」であり、こうした条件をもつていている限りにおいて、従属を否定することはできない。その意味で我々は皆、似ている条件を共有している。つまり、公的領域と私的領域は存在のはじめから越境しており、その境界をはっきりと分けることなどできない。したがって、公私二元論は、恣意的あるいは暴力的に境界線が引かれた痕跡であり、近代における公／私の成立自体が一つの構造的暴力とみることができる。

3-2 ドゥーリアの原理

前述のように、公／私を隔てていた境界線は、互いに浸食しあっており、我々は、他者に身を委ねることなしに自立することはできない。だとすれば、人と人との関係性も、互いに依存しあうこ

とを前提に、はじめなければならない。したがって、自由で自立した個人になるためには、従属的な暴力の態様を経た後でという矛盾を包摂することになる。葛藤を抱えた家族だからこそ、家族イデオロギーだけを導き手にケアを語ることは、近代の罠に落ちてしまう。ならば、ケアは、家族イデオロギーを超えてどうあるべきなのだろうか。

エヴァ・フェダー・キティ (Eva Feder Kittay) は、「みな誰かお母さんの子ども (Some Mother's Child)」という公／私を超えた原点から、誰かに依存しなければならない人のケアと、ケアする人を支える政策といった依存にかかわる問題について言及している。それは伝統的な倫理観に依拠する正義の倫理を基盤とした道徳観ではなく、脆弱な生としての依存を根幹に置くケアの倫理への組み換えを企図したものといえる。

リベラリズムを代表するジョン・ロールズ (John Rawls 1921-2002) の正義論は、一般に、人間相互の平等な関心に基づく道徳構造をもつ理論として解釈される。最大多数の最大幸福を原理とする功利主義にたいしてロールズは「公正としての正義 (justice as fairness)」を理念とした社会正義論を打ち立てた。しかし、そのような正義論の依拠する平等は誰のための平等なのだろうか。キティは、ロールズの平等概念は、自立した個人を前提に考えられており、そこには限界があると批判する。依存を余儀なくされている人が忘却されているというのだ。

つまり、赤ん坊、子ども、高齢者、病人、障害者など他者からのケアなしでは生き延びることができない人々の存在が捨象されているということである。さらに、ケアを労働面からみると、フェミニズム論者が指摘するように家事、育児、介護などを担っているのは、伝統的に女性であり、それらをこなしながら労働市場に参入することが求められていることも、平等概念に反することになるだろう。自立した個人というフィクションを前提にすることで依存が見えなくなっている。このようにキティの考える依存は、自立と対立した概

念と捉えることができる。

依存の系譜を追ったナンシー・フレイザー (Nancy Fraser 1947-) は、依存はイデオロギー的用語だとする¹⁷。そして、倫理的な理想を自立的人格と規定し、依存はその対極にあるものとした。そのように規定することで性別役割分業を補完し、男性には一家の稼ぎ手としての第一義務的責任を、女性にはケアする人としての第一義務的責任を担わせ、それを人格の本質としたのである。こうして近代は、自立的人間と依存的人間を対立的に捉えてきた。

しかし、このような依存の捉え方は一面的といえ、依存しているのは、むしろ一家の稼ぎ手である男性という見方もできる。子育て、家事、介護を女性が引き受けることで一家の稼ぎ手としての男性は成り立ってきたからだ。だが、しかし、それは無償労働という問題を看過している。この点については次項で述べる。

キティはなぜ、自立より依存を重視するのだろうか。それは自立を理想とするならば、依存状態にある人は、その目的に近づくための努力をする。しかし、障礙の程度によっては、どんなに努力しても近づくことのできない人もいる。このため選別排除が行われてしまうことになる。自立が困難な重度の障碍のある人については、依存状態そのものを認めることと、固有の生を尊重することのために常にサポートする人が必要である。そうはいっても、ケアする人が常にケアを必要とする人に付き添うには、経済的支持がなければ難しい。そのような支えがない場合、精神的にも社会的にもケアする人が依存状態に陥ってしまうことも考えられる。

このような閉塞状況から抜け出すために、キティはケアされる人だけでなくケアする人の保障が必要だという。そのため「互酬性(Reciprocity)」の概念を拡大し、「ドゥーラ (doula)」の理念を取り入れることを提唱する¹⁸。このドゥーラによって遂行されるサービスの考え方を援用したのが「ドゥーリア (doulia) の原理」である¹⁹。こ

れによってキティが目指したのは、ケアする人が二次的依存に陥らないことであり、ケアする人もケアされることである。さらに、キティはドゥーリアの原理を公的領域にも拡大すべきだとした。ケアされる人へのケアをすることで被る負担とコストは、ケアする人だけに負わせるものではなく、社会の責任もあるからだ。

そのようなケアする態度とケアへの尊敬を育む社会制度として、ドゥーリアの原理を位置づけるべきだと提唱したのである²⁰。では、社会全体として、ケアはどうあればよいのだろうか。次項では、ジェンダーの公平の理念に適うケアの分配のしかたについて考察する。

3-3 普遍的ケア提供者モデル

ジェンダーの公平に適うケアの分配とはいかなるものだろうか。それによってケアに満たされた社会の実現は可能なのだろうか。私的領域における性別役割分業が女性の抑圧の原因の一つだとすれば、ジェンダーの平等を実現するためには、ケアの無償労働を正義の原理に基づいて分配する必要があるとフレイザーはいう。それによれば、ジェンダーの公平は①反貧困原則、②反搾取原則（搾取につながる夫や上司への依存を防ぐ）、③収入の平等原則、④余暇時間の平等原則、⑤尊敬の平等原則、⑥反周縁化原則（社会生活の全領域における男女平等参画を促進する）、⑦反男性主義原則（男性の現行の生活パターンを人間の規範とすることを否認する）、という七つの規範的原理の複合物である²¹。これらの原則に照らしてフレイザーは二つのモデルを規定している。一つは「普遍的稼ぎ手モデル」、もう一つは「ケア提供者等価モデル」である。前者は女性の行っている無償労働を市場や国家に移転できることを前提としており、非現実的である。後者は、無償労働の価値を高めることができるが期待できるが、女性と無償労働の結びつきは解消されない。フレイザーは、いずれのモデルもジェンダー公平の観点からすれば不十分であり、女性の政治参加や市民社会への参画

を促進しないという。とりわけ、男性が変わることを要求していない点を問題視し、第三の可能性として「普遍的ケア提供者モデル」を提唱する。これは、男性を女性に近づけるモデルであり、女性の現在のライフ・パターンを万人にとっての規範とするものである。

このように歴史的にみれば、私的領域の家族におけるジェンダーの不均衡が、公的領域にも拡大し、女性の不利益な取り扱いを生じさせ、それが再び私的領域に悪影響を及ぼしてきたといえる。つまり、構造的暴力によって、女性が家庭内での無償労働を負担することになり、相対的に労働市場へのアクセスが制限されてきたのである。このような構造において、キティやファインマンはケアする人が二次的依存を余儀なくされてきたとみている。さらにフレイザーは作為的な負のスペイラーを断ち切るために、前述した「普遍的ケア提供者モデル」がジェンダー平等に最も資すると述べる。このように、フェミニズムはケアの関係性が構造的暴力によって暴力の温床となるのを回避するために、公私二元論にとらわれない社会制度を構築すべきとするのである。

おわりに

これまでフェミニズム理論の多くはケアの倫理を無条件に称揚することをためらってきた。それは、歴史的にケアの営みが女性に担わされてきた状況が改善されないままでは、ケアの倫理の重要性を説いたところでその状況を強化することにつながるのではないかという懸念からである。

そこで、本論文では、ケアの倫理の重要性を説く前に、なぜ、そのような状況が改善されないのか、そこにはどのような問題があるのかについて、フェミニズムとリベラリズムの関係から論じてきた。その際、ガルトゥングの構造的暴力を援用し、分析を試みた。フェミニズムによれば、リベラリズムによる近代の社会構造は、ケアという営みを家族の内部に囲い込み、具体的な他者のニーズに応じる責任を公共化せずに、家族内で完結させて

きたという。そこで主なケアの担い手は女性であり、このことが、ドメスティック・バイオレンスや子どもや高齢者への虐待を増幅し、女性の社会進出を阻んできたというのである。責めを負うべき構造的暴力によって退出の出口を塞がれた私的領域におけるケアは、こうして負の側面として強調されるに至った。しかし、だからといって、根源的な生であるケアの営みを否定することは誰にもできない。

では、生きる意味としてのケアと、近代的負の側面をいまだ払拭しきれないケアという両義性を前に、家庭はどうあればよいのだろうか。それにには、これまで忘却されてきた生の来歴を想起することが意味をもつであろう。キティは、我々は、皆、無力な存在として生まれてくるという事実を忘れているのではないかと、リベラリズムの欺瞞を痛烈に批判する。つまり、リベラリズムのいう個人は、依存（依存する存在も、依存する存在をケアする存在も）を捨象した上で成立しているというのだ。我々は本来、傷つきやすい存在として生を受け、依存なくして生きていけない存在である。家庭の中で誰かに世話をされ成長してきた。そのようなケアしケアされる関係で満たされる場所が家庭だということは誰もが認めるところだろう。しかし、その家庭の中で逃れられない暴力が起きているのである。それは、もはや個人の問題だけではなく社会的責任として配慮されるべきである。だからといって個人の責任が免責されるわけないのはいうまでもない。社会の責任と個人の責任は、相互に補完すべきものと見做されるべきだ。

さらに、伝統的に権利を主体とした契約に基づく社会構想が、すべての人を包摵してきたか否かについても問い合わせるべきだろう。ケアの倫理はそのことを唱道する。そして、傷つきやすい存在に危害が及ばないようにするために、いかなる責任の分担が可能なのかと問いかけることが、ケアの倫理の社会的可能性に道を開くものと考える。その意味で、家庭は権利=義務関係では担いきれない依存を引き受ける責任の場と位置づける

べきである。

このようなケアの倫理に基づく人間観からはじめることが、暴力、貧困、飢餓、人権抑圧、環境破壊のない社会を構想することに資するに違いない。

注

- 1) Adrienne Rich, *Of Woman Born: Motherhood as Experience and Institution*, New York: W.W.Norton&Company,1976. アドリエンヌ・リッチ／高橋茅香子訳『女から生まれる－アドリエンヌ・リッチ女性論』晶文社、1990.
- 2) Johan Galtung, *Violence, Peace and Peace Research*, Journal of Peace Research, Vol.6, No.3: Sage Publications, Ltd. 1969. p.168. (強調は原文)。ヨハン・ガルトゥング／高柳先男、塩谷保、酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991.p.6.
- 3) Ibid., p.183. 同書,p.44.
- 4) ガルトゥングは暴力を「影響力」という観点からとらえ、6つに類型化している。①物理的暴力と心理的暴力の区別、②影響力の積極的行使と消極的行使の区別、③傷つけられた客体が存在するかどうか、④行為を行う主体が存在するか否か、⑤意図された暴力と意図されない暴力、⑥顯在的暴力と潜在的暴力。Ibid., pp.167-191. 同書,pp.29-44.
- 5) Carole Pateman, *Feminist Critiques of the Public/Private Dichotomy*, in S.I.Benn and G.F.Gaus Croom Helm, eds., *Public and Private in Social Life*, 1983. p.281.
- 6) 女性の抑圧の象徴としての家父長制の本質についてベティ・リアドンは、家父長制は、権威者が従属する者に自らの意志を強制するための力の行使を合法化しており、こうした押し付けは、関係者全員の利益にもっとも適うものだと仮定を基礎としていると
- いう。このことから従属者としての男性と女性はともに、権威者の意志の強制的押し付けを受け容れざるをえないが、男性は、権威の鎖を自分より下位にいる他者に対して、自己の意志を押し付ける能力の発展を認められるのに対して、女性は、強制を受け容れるだけではなく、これに完全に順応されるように訓練されると論じている。ベティ・リアドン『性差別と戦争システム』勁草書房、1999,p.69.
- 7) Carole Pateman,op.cit.,p.283.
- 8) ジャン=ジャック・ルソー／小林善彦、井上幸治訳『人間不平等起源論』中公クラシックス、2010.
- 9) ジャン=ジャック・ルソー／今野一雄訳『エミール』(下) 岩波文庫、2006,pp.17-21.
- 10) 竹村和子は近代国家において性は、国民国家や資本主義体制が要請する装置だったと述べる。つまり人間を男か女に弁別し、男に公的領域を女に私的領域を割り当て、さらに女を家庭の中のまともな女と家庭の外に出て働くいかがわしい女に分断するものであったとする。このような近代の性規範を「ドメスティック・イデオロギー」と呼んだ。竹村和子『フェミニズム』岩波書店、2001,pp.10-13.
- 11) Carole Pateman,op.cit.,p.281.
- 12) W.キムリッカ／岡崎春輝、木村光太郎、坂本洋一、施光恒、関口雄一、田中拓道、千葉眞訳『現代政治理論』日本経済評論社、2002,p.394.
- 13) 第一波フェミニズムでは参政権運動を展開した。
- 14) ハンナ・アーレント／志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994,p.50.
- 15) 同書,p.102.
- 16) Carole Pateman, *The Sexual Contract*, Stanford University Press.1988,p.89.
- 17) Nancy Fraser, *Justice Interruptus*,

- Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, 1997. p.123. ナンシー・フレイザー／仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、2003. p.188.
- 18) ドゥーラとは、「分娩後の母親を援助するケア提供者」のことであり、その語源は、ギリシア語で奴隸や使用人を意味していた。Eva Feder Kittay, *Love's Labor: Essay on Women, Equality, and Dependency*, Routledge, 1999. p.106. エヴァ・フェダー・キティイ／岡野八代・牟田一恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、2010. p.243.
- 19) キティイはドゥーリアの原理について次のように述べている。「私たちが人として生きるためにケアを必要とするのと同時に、私たちは、他の人々の仕事をする人々を含む一が生きるのに必要なケアを受け取れるような条件を提供する必要がある」*Ibid.*, p.107. 同書, p.244.
- 20) *Ibid.*, pp.106-109. 同書, pp.242-248.
- 21) Nancy Fraser, op.cit., pp.45-49.
前掲書, pp.70-74.

『家庭教育研究』寄稿規定

1. 寄稿者は、本学会の会員とする。ただし、本学会が特に必要と認めた場合には、会員以外にも寄稿を依頼することができる。
2. 寄稿内容は、家庭教育を対象とした研究領域に関わるものとし、他学会誌、研究誌等に未発表のものとする。
3. 寄稿論文は、依頼論文と投稿論文に分けられ、掲載の採否は学会誌編集委員会で行う。
4. 依頼論文とは、本学会の依頼により作成された論文を指す。
5. 投稿論文とは、本学会の会員によって作成された論文であり、その内容から原著論文、研究ノート、実践報告に分けられる。この場合の区分は学会誌編集委員会が行う。
6. 投稿論文については、各号に投稿できる論文は一人一篇に限る。また、同一著者の2年連続掲載は、これを認めない。
7. 論文は一篇につきA4版20枚以内(32字×25行)で横書きとし、図表及び写真もその分量の中に含む。写真や特殊な図柄等を挿入する場合は学会誌編集委員会の承諾を経るものとし、それに掛かる費用のすべてを寄稿者は負担しなければならない。ただし、依頼論文はその限りではない。
8. 図表及び写真是、一枚ずつ台紙に貼り、必ず番号とタイトルを記入して本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書きで明記する。これによって提出されたものを正原稿とする。
9. 正原稿の他に、図表や写真を関連する本文の中にいれた原稿を提出しなければならない。これを副原稿とする。
10. 引用文献、参考資料は、原則として本文の最後に一括し、雑誌の場合には、著者名・題目・雑誌名・巻号・西暦年号・頁の順に、単行本の場合には、著者名・書名・発行所・西暦年号・頁の順に記載する。
11. 寄稿論文には、欧文による題目、著者名を添付する。また、投稿論文のうち、原著論文、研究ノートに該当する論文は、欧文抄録(200語程度)ならびに欧文抄録の和訳を添付する。なお、本文が日本語以外の原稿の場合は、邦文による同様な様式を整えて添付する。
12. 寄稿論文は原則としてMS-Wordで作成し、プリントアウトした原稿3部(正原稿1、副原稿2)及び電子ファイルを提出する。なお、本誌に投稿した原稿は返却しない。
13. 掲載論文の別刷りを希望する場合は、必要部数と送付先を正原稿の表題ページに朱書きで明記する。但し、論文一篇につき30部までの費用は学会が負担する。
14. 本誌への寄稿は、学会誌編集委員会宛に行うものとする。原稿の送付先住所等については、学会誌編集委員会が指定し、会報に掲載する。

付則

1. この規定は、平成8年3月2日から適用する。
2. この規定は、平成17年4月1日から適用する。
3. この規定は、平成20年4月1日から適用する。
4. この規定は、平成24年4月1日から適用する。